

ふるさと奈良県応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十五号

ふるさと奈良県応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと奈良県応援基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「医療の提供体制の充実、文化財の保存及び活用、観光の振興並びに」を「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。